

必要書類一覧

○ 安全運転管理者等の選任の届出に必要な書類

届出に必要な書類		安全運転管理者	副安全運転管理者	提出枚数	
届 出 書	(注1)	◎	◎	1	
添付書類	<u>住民票の写し</u>	(注2)、(注4)	◎	◎	1
	運転管理経験経歴証明書	○ (注3)	○ (注3)	1	
	運転経験証明書又は運転免許証の写し	-	△ (注3)	1	
	教習修了証書の写し	△ (注3)	-	1	
	安全運転管理者等資格認定書の写し	△ (注3)	△ (注3)	1	
	運転記録証明書	(注4)、(注5)	◎	◎	1

(表の◎は必須書類。○は△の書類を代えて添付することが可能)

(注1) 安全運転管理者等が交替した場合は、選任及び解任の届出を要しますが、届出書中の「⑩前安全運転管理者等欄」に必要事項を記載することで、一通の届出書で同時に届出することができます。

(注2) 「住民票の写し」とは、住民基本台帳から直接印字されたものを言います。

※その他、住民票の写しの取得及び提出については[こちら](#)をご確認ください。

(注3) 安全運転管理者の選任届出は、届出書の③資格要件欄の「自動車の運転の管理経歴」の内容に応じて、「運転管理経験経歴証明書」、「教習修了証書の写し」、又は「安全運転管理者等資格認定書の写し」のいずれかが添付書類として必要となります。

副安全運転管理者の選任届出は、届出書の③資格要件欄の「自動車の運転の管理経歴」の内容に応じて、「運転管理経験経歴証明書」、「運転経験証明書」又は「安全運転管理者等資格認定書の写し」のいずれかが添付書類として必要となります。

(注4) 届出日の前3か月以内に発行されたものであることが必要です。

(注5) 自動車安全運転センターが発行したもので、過去2年間の記録が証明されているものであることが必要です。

○ 解任・届出事項変更の届出に必要な書類

① 届出書 1通

(「安全運転管理者に関する届出書」又は「副安全運転管理者に関する届出書」)

- ・ 解任・届出事項の変更の場合ともに、「安全運転管理者に関する届出書」(副安全運転管理者に関する場合は「副安全運転管理者に関する届出書」)の提出が必要となります。
- ・ 届出書の「届出事項」欄の該当項目に☑するとともに、変更内容に関する箇所について変更後の内容を記載してください。また、〈備考〉欄に変更の日及び変更前の内容(例：前使用の本拠の位置)を記載してください。

② 添付書類(変更届出の場合) 1通

可能な限り変更事項の内容を明らかにすることができる書類等の写し

- ・ 例えば、届出者の氏名(事業所は名称及び代表者の氏名)及び所在地、使用の本拠の名称変更の届出は、健康保険証又は名刺の写しなどで、安全運転管理者等の氏名変更の届出は自動車運転免許証等の写し

※ご不明な点がある場合は、管轄警察署又は三重県警察本部交通企画課(代表電話059-222-0110)までお問い合わせください。